

平成26年4月24日

事業者各位

財政課財政係

公共工事の前払金に関する三宅村契約事務規則の改正について

標記の件について、平成26年4月24日から下記のとおり公共工事の前払金に関する規則を改正しますのでお知らせします。

記

1. 前払金の額

三宅村契約事務規則 第49条（前払金）

| | |
|-----|--------------------------|
| 現行 | 契約金額の <u>3割</u> を超えない範囲で |
| 改正後 | 契約金額の <u>4割</u> を超えない範囲で |

2. 施行日

平成26年4月24日以降に契約締結する案件から適用します。

| |
|--|
| 担当 財政課 財政係 田原 電話：04994-5-0988 内線：231 |
|--|